

## “見守りサービス”で、元気を確認!

## 対象者

- 町内に住所を有する方
- おおむね 65 歳以上の独居世帯、または 70 歳以上の世帯の方
- 身体障害者（障害者手帳の 1・2 級相当）の世帯、またはこれに準ずる世帯の方

### ●見守りネットワーク事業 “愛コンタクト放送”

ゆとりすと放送に加入されている方を対象に、安否確認の放送（愛コンタクト放送）をお届けします。放送タブレットに表示される「応答確認」をすることで、職員が安否の確認をします。「応答確認」がされない場合は、職員が電話やご自宅へ訪問し、安否確認を行います。

**【実施日】**毎週月曜日と木曜日の朝 7 時から

**【利用料】**無料

### ●見守り端末導入費用助成事業

日常的な見守り、緊急通報、非常通報などに対応した GPS 機能付き見守り端末（携帯電話・スマートフォンを除く）の購入やレンタルにかかる初期費用を助成します。月額の利用料などは対象外となりますので、ご注意ください。

**【助成金上限】**1 万円（税込み）

問い合わせ先 地域福祉課 福祉介護班

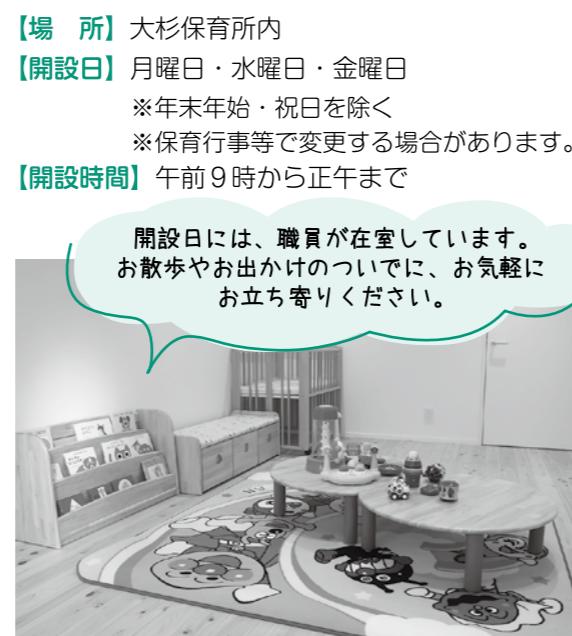


## 子育て親子の交流の場、「よちよち」が新しくなります

これまで毎月、大豊町総合ふれあいセンターで開催していた子育て相談事業「よちよち」を引継ぎ、令和 4 年 4 月からは大杉保育所内に大豊町地域子育て支援センター「よちよち」を開設します。

地域子育て支援センターでは、今までの「よちよち」と同様に、安心して子育てができるように、育児についての相談や情報提供を行うとともに、子育て親子の交流の場を提供します。

月	火	水	木	金
				1
4	5	6	7	8
11	12	13 保育士の 絵本読み聞かせ	14	15 保健師が 来てくれます
18	19	20 保育士の 絵本読み聞かせ	21	22
25	26	27 保育士の 絵本読み聞かせ	28	29
30				



問い合わせ先

大杉保育所内子育て支援センター（☎ 72-0056）  
教育委員会

## マイナンバーカードはお持ちですか？

最近、テレビ CM も放映され、よく耳にするようになった『マイナンバーカード』。皆さん、もうお持ちですか？初めてマイナンバーカードを発行する方は、発行手数料が無料です。

### ▶活用方法はこんなにあります！

#### 公的身分証明書として

運転免許証などと同じく、顔写真付きの本人確認書類として利用ができます。

#### マイナンバー確認書類として

マイナンバーの提示が必要な場面で、マイナンバーを証明する書類として利用ができます。

#### 行政手続きや民間サービスの電子申請に

電子証明書を利用して確定申告などのオンライン申請が利用できます。

#### コンビニなどで各種証明書類の取得に

大豊町では、「住民票」と「印鑑登録証明書」を全国のコンビニなどのキオスク端末（コピー機）で取得することができます。  
※土日祝祭日を含む、午前 6 時 30 分から午後 11 時

#### 健康保険証として

対応する医療機関や薬局で、健康保険証として利用することができます。  
※利用には事前登録が必要です

### ▶マイナンバーカード交付申請の手続きをサポートします！

スマートフォンでのオンライン申請はもちろん、郵送で申請する際の申請書の書き方から郵送までの一連の手続きを保険窓口班の職員がお手伝いします。申請に使用する証明写真の撮影も無料で行っていますので、申請に必要な準備がその場で完了します。交付申請書がお手元にないという方は、本人確認書類をお持ちいただければ、申請書の再発行ができますので、お気軽にお声がけください。

#### 【交付申請に必要なもの】

- マイナンバーカード交付申請書 ※お手元にない場合は、再発行ができます
- 本人確認書類（申請書の再発行が必要な場合）
- スマートフォン（オンライン申請をご希望の場合）

### ▶発行されたマイナンバーカードをご自宅に郵送します！

申請の際に来庁した方に限り、必要な手続きをすることで、マイナンバーカードを住民票の住所に郵送します。来庁の必要がありませんので、スムーズにマイナンバーカードを受け取ることができます。下記の通り、申請時に申請書と必要書類の提出、本人確認とマイナンバーカードの暗証番号を事前に設定をするだけで手続きができます。

#### 【郵送での受け取りを希望の場合に必要なもの】

- マイナンバーカード交付申請書
- 通知カードおよび住民基本台帳カード（お持ちの場合）
- 本人確認書類（原本かつ有効期限内のもの）※下記の A の書類 2 点、または A の書類 1 点 + B の書類 1 点

A の書類	B の書類
顔写真入りのものに限る	「氏名+住所」または「氏名+生年月日」の記載があるもの
●運転免許証 ●運転経歴証（交付日が平成 24 年 4 月 1 日以降のもの） ●旅券（パスポート） ●身体障害者手帳 ●精神障害者保健福祉手帳 ●療育手帳 ●在留カード	●健康保険証 ●介護保険証 ●各種医療受給者証 ●年金手帳（年金証書） ●母子健康手帳 ●生活保護受給者証 ●社員証 ●学生証

※その他の本人確認書類は個別にお問い合わせください。

なお、4 月から時間外の臨時窓口を開設いたします。普段お仕事などで来庁が難しいという方は、この機会にご利用ください。毎月の臨時窓口の開設日は、広報誌内「ゆとりすとカレンダー」をご確認ください。あわせて、ゆとりすと放送でも随時お知らせします。

問い合わせ先 住民生活課 保険窓口班